

第 1 部

欧州特許ガイド

欧州特許の取り方

2019年4月（第19版）

2019年4月1日現在

目 次

第 1 章	まえがき	7
第 2 章	概 要	9
2.1	序	9
2.2	欧州特許条約の特質と目的	10
2.3	他の国際条約との関係	11
2.4	国内手続、欧州手続及び国際手続間の選択	12
	法的要因	12
	経済的要因	13
2.5	EPC非締約国に対する欧州特許の拡張／有効化	14
第 3 章	特許性	16
3.1	序	16
3.2	発 明	16
3.3	新規性	17
	基本原則	17
	先行する権利	18
3.4	進歩性	18
第 4 章	欧州特許出願の作成と手続	21
4.1	方式要件	21
	欧州特許出願をすることができる者	21
	欧州特許出願をすることができる国	21
	欧州特許出願の言語	22
	一部の締約国における出願人のための言語上の取決め事項	22
	欧州特許出願を構成する項目	23
	付与願書	23
	発明者の指定	23
	優先権主張	24
	引用による出願	26
	代 理	26
4.2	発明の提示	28
	発明の開示	28
	発明の単一性	29
	技術出願書類の作成	29
	明細書	30

バイオ技術関連の特許出願	-----31
ヌクレオチド及びアミノ酸配列	-----31
生物材料の寄託によって補充された明細書	-----31
請求の範囲	-----33
手数料を必要とする請求の範囲	-----34
図面	-----34
要約	-----35
禁止事項	-----35
欧州特許出願又は欧州特許の均一性	-----36
4.3 欧州特許出願	-----37
どこへ、どのように出願するのか？	-----37
出願日	-----38
書類の受理	-----38
国内当局に対して行われた出願のEPOへの送付	-----39
手数料	-----39
手数料の額及び納付手続	-----42
手数料の払戻	-----43
4.4 その他の書類の提出	-----44
どこへどのようにして提出するのか？	-----44
署名	-----45
書面による確認	-----45
受理日	-----45
書類の受理	-----46
第5章 欧州特許付与手続	-----47
5.1 概要	-----47
5.2 出願公開までの手続	-----48
出願時の審査	-----48
方式及びその他の要件の審査	-----49
欧州調査報告書	-----50
発明の単一性欠如	-----51
5.3 欧州特許出願の公開	-----52
5.4 審査手続	-----53
審査請求	-----53
手続の諸段階	-----54
審査手続前及び審査手続中における出願の補正	-----57
欧州特許の翻訳文に関する国内法に基づく要件	-----58
5.5 異議手続	-----59
異議申立期間	-----59
異議理由	-----59
異議通知書の様式及び内容	-----59
異議通知書の受容性の審査	-----59
異議の実体審査	-----60

5.6	限定及び取消手続	-----	61
5.7	審判手続	-----	63
	審判請求	-----	63
	中間的見直し	-----	63
	審判部への手続の諸段階	-----	64
	再審申請	-----	65
5.8	分割出願	-----	65
5.9	更新手数料	-----	66
5.10	期間管理の一般規定	-----	67
	期間の不遵守	-----	68
	履行しなかった行為の完了	-----	68
5.11	権利の移転, ライセンス, その他の権利の登録方法	-----	69
	権利の移転	-----	69
	名称変更	-----	70
	ライセンス及びその他の権利	-----	71
附属書類 I			
	欧州特許付与手続の概要	-----	73
附属書類 II			
	欧州特許出願の実際例(参考用の和訳)	-----	75
	化学分野の事例	-----	76
	機械分野の事例	-----	90
	コンピュータ分野の事例	-----	105
附属書類 III			
	欧州特許出願を受理することができる当局	-----	151
附属書類 IV			
	欧州特許明細書の翻訳文に関する締約国の要件	-----	153
附属書類 V			
	期 間	-----	155
附属書類 VI			
	諸手数料	-----	159
附属書類 VII			
	特許情報サービス	-----	161

第 2 部

「欧州－PCTガイド」： EPOにおけるPCT手続

国際段階及び欧州段階移行

出願人のためのガイド

第 1 2 版
2 0 1 9 年 1 月 1 日 最新改訂

目 次

A. 用語及び略語	9
B. PCT出願の国際及び欧州段階	11
C. 国際出願の期間表	12
第1章 概要	13
1.1 欧州-PCTガイドについて	13
1.2 適用法	13
1.3 欧州-PCTガイドとその他の情報源	14
1.4 PCTと欧州特許条約(EPC)の関係	15
1.5 国際段階での欧州特許庁(EPO)の役割	16
1.6 欧州-PCT出願	16
1.7 欧州段階でのEPOの役割	17
1.8 PCT及びEPCの締約国	17
1.9 国際段階での代理	18
1.10 国際段階での期間の計算	19
1.11 苦情の受付	19
第2章 PCT受理官庁としてのEPO	21
2.1 EPOに対して国際出願を行うことができる者	21
2.2 受理官庁としてのEPOに対する国際出願の方法	21
電子出願	22
国際出願をオンラインで行う方法	22
物理的媒体によって電子的に	
国際出願を行う方法(「オフライン出願」)	23
変換前形式で提出する目的	23
EPOに直接又は郵送で出願する方法	24
郵送における亡失又は遅延が発生した場合の帰結	25
ファックスによる国際出願は可能なのか	25
電子メール, 電信, テレックス	
又は類似手段による国際出願は可能なのか	26
更なる書類の提出方法	26
2.3 国際出願の要素	27
2.4 国際出願の要素又は部分を引用によって補充する方法	27
2.5 国際出願日	28

2.6	国際段階における分割出願は可能なのか	29
2.7	PCT 願書	29
2.8	願書で発明者を指定すべきか	30
2.9	受理官庁としてのEPOに対して出願人を代理できる者	30
	出願人が複数名いる場合—共通の代理人又は共通の代表者	31
	代理人, 共通の代理人又は共通の代表者の選任方法	32
	職業代理人事務所を選任できるのか	32
	EPC締約国における通信用あて名は必要なのか	33
	EPOは委任状の提出を要求するのか	33
	受理官庁としてのEPOに対する	
	欧州段階のための代理人の選任は可能なのか	34
2.10	いずれの国について国際出願を行うことができるのか	35
	国内法を理由として指定を行わない場合	35
2.11	拡張	37
2.12	有効化	38
2.13	出願人が先の出願の優先権を主張する方法	38
2.14	出願人が優先権の回復を請求する方法	39
2.15	優先権書類の提出は必要なのか	40
2.16	EPOが受理官庁として行動する場合の国際調査機関(ISA)	41
2.17	先の調査結果に関する非公式コメントの提出は可能なのか (PCTダイレクトとは何か)	41
2.18	出願人は先の調査を考慮するよう請求が可能なのか	42
2.19	国際調査手数料の払戻が受けられる状況	43
2.20	生物材料の言及を含む出願	43
2.21	ヌクレオチド又はアミノ酸配列を開示する出願	45
2.22	誰が願書に署名するのか	46
2.23	国際出願はいずれの言語で行うのか	46
2.24	国際出願について納付する手数料	47
	手数料の額	47
	納付方法	48
	手数料の減額が適用される場合	49
	手数料を遅延納付した場合の帰結	49

第3章 国際調査機関 (ISA) 及び 補充国際調査機関 (SISA) としての EPO	50
3.1 概要	50
国際調査機関としての EPO の役割	50
国際調査機関としての EPO の管轄権	51
受理官庁による特定	51
管轄権の制限の解除	51
国際調査機関の選定及びその後の手続	51
国際調査に関して翻訳文が必要となる場合	52
更なる通信の言語	52
オランダ語による出願	52
国際調査機関としての EPO に対して出願人を代理できる者	53
調査手数料の減額を受ける条件	53
調査手数料の払戻を受ける場合	54
3.2 国際調査機関としての EPO に対する手続	54
概要	54
国際調査報告書及び国際調査見解書の作成	54
複数項従属請求の範囲が存在する場合の帰結	55
国際調査機関が優先権書類を入手不可能な場合の帰結	56
欠落部分及び要素の引用による補充	56
優先権主張の「保持原則」	56
国際調査機関としての EPO が	
先行する調査及び分類の結果について考慮する場合	56
出願人が PCT ダイレクトサービスを利用した場合の帰結	57
出願及び国際調査報告書の国際公開が行われる時期	57
出願人は国際調査報告書及び国際調査見解書に応答できるのか	57
PCT 第19条に基づく補正	57
非公式コメント	58
国際予備審査請求	58
第 I 章に基づく特許性に関する国際予備報告書	58
国際調査機関としての EPO が作成した	
国際調査見解書に基づく特許審査ハイウェイ (PPH)	59
3.3 (完全) 国際調査の実施拒絶	60
EPO が (完全) 調査の実施を拒絶できる場合	60
調査を行わない場合	60
不完全調査	60
主題に関する限定	60
ビジネス方法	60
複雑な出願	61
ヌクレオチド及びアミノ酸配列	61
発明の単一性の欠如	62
連鎖的な単一性の欠如	62

	追加調査手数料の未納による帰結	62
	異議手続	63
3.4	補充国際調査(S I S)	64
	概要	64
	補充国際調査の範囲	64
	補充国際調査請求の要件	65
	補充国際調査機関としてのE P Oに対して出願人を代理できる者	65
	発明の単一性の欠如	66
第4章	国際予備審査機関(I P E A)としてのE P O	
	— P C T 第II章	67
4.1	概要	67
	国際予備審査の目的	67
	国際予備審査請求が有益となる場合	68
	国際予備審査機関としてのE P Oが作成した	
	国際予備審査報告書に基づく特許審査ハイウェイ(P P H)	68
	E P Oが国際予備審査機関を管轄する場合	69
	受理官庁による特定	69
	国際調査機関として行動したE P O又は欧州国際調査機関	69
	複数の国際予備審査機関の間で選択は可能なのか	70
	管轄権の制限の解除	70
	E P Oに国際予備審査請求を行うことができる者	70
	国際予備審査請求を行う方法及び時期	70
	E P Oに国際予備審査請求を行う時期	71
	国際予備審査を開始する時期	72
	30か月経過までの国内段階繰延べ	72
	E P Oが国際予備審査報告書を作成する期限	73
	国際出願の翻訳文は要求されるのか	73
	オランダ語による出願	74
	国際予備審査請求はいずれの言語で行うのか	74
	更なる通信の言語	74
	国際予備審査機関としてのE P Oに対して出願人を代理できる者	74
	選択可能な国	75
	誰が予備審査請求書に署名するのか	76
	国際予備審査について納付する手数料	76
	手数料の減額	76
	手数料を遅延納付した場合の帰結	76
	国際予備審査手数料の払戻	77
	予備審査請求書の欠陥の補充は可能なのか	77

4.2	国際予備審査機関としてのEPOに対する国際予備審査手続	78
	国際予備審査の基礎となる書類－補正－欠落部分及び要素	78
	補正	78
	欠落部分及び要素の引用による補充	79
	追補的調査	79
	第三者による情報提供は可能なのか	80
	国際予備審査機関としてのEPOが	
	国際調査機関としても行動していた場合の手続	80
	最初の見解書	80
	2回目の見解書	80
	国際予備審査機関としてのEPOが	
	国際調査機関として行動していなかった場合の手続	81
	EPOに対する国際予備審査：4つの事例	81
	事例1：EPOが国際調査機関として行動しており、 異論が示されていない	81
	事例2：EPOが国際調査機関として行動しており、 異論が示されている	82
	事例3：EPOが国際調査機関として行動しておらず、 国際予備審査機関としても異論が示されていない	82
	事例4：EPOが国際調査機関として行動していないが、 国際予備審査機関として異論が示されている	82
	見解書の応答期間	82
	補充国際調査が存在する場合、EPOは考慮するのか	83
	EPOは国際予備審査の遂行を拒否できるのか	83
	電話による審問の請求は可能なのか	83
	ヌクレオチド及びアミノ酸配列	84
	発明の単一性	84
	国際予備審査報告書の受領後に要求される手続	85
	国際予備審査の秘密性	85

第5章 指定官庁(PCT第I章)又は選択官庁(PCT第II章)としてのEPOに対する欧州－PCT出願 86

5.1	概要	86
	EPOが指定官庁又は選択官庁となる場合	86
	EPOが指定官庁として行動できる場合	86
	EPOが選択官庁として行動できる場合	86
	欧州特許で保護を求める範囲を	
	出願人が決定しなければならない時期	87
	指定官庁又は選択官庁としての	
	EPOに対する欧州段階の開始が必要となる時期	87
	欧州段階における手続言語	88
	指定/選択官庁としてのEPOに対して	
	出願人が手続を開始する方法及び手続先(様式1200)	88
	出願人は早期処理請求可能なのか	89
	出願の早期手続－「PACE」プログラム	92
	PACE請求と規則161/162に基づく通知放棄の複合手続	92
5.2	欧州段階移行の要件	93
	欧州段階移行時に要求される各ステップ	93

最小限要件	-----	93
考慮が必要な更なる要件	-----	94
欧州段階で納付する手数料額	-----	95
5.3 出願人との通信－代理－通信用あて名		
(様式1200, セクション1, 2及び3)	-----	96
E P C 締約国内に居所又は業務拠点を持たない		
出願人についての特別要件－「非居住者である出願人」	-----	97
職業代理人の選任要件を充足しなかった場合の帰結	-----	98
代理人の選任方法	-----	98
5.4 指定／選択官庁としてのE P Oに対する		
手続の基礎となる出願書類(様式1200, セクション6)	-----	99
欧州段階における手続の基礎として扱われる欧州－P C T出願の		
バージョン(様式1200, セクション6.1及び6.2)	-----	99
先行技術に関する情報(様式1200, セクション6.3)	-----	100
出願の補正－規則161/162に基づく通知	-----	101
規則161/162に基づく通知の放棄は可能なのか	-----	102
補充欧州調査が行われた場合の補正		
及び規則161/162に基づく通知	-----	103
補充欧州調査が行われなかった場合の補正		
及び規則161/162に基づく通知	-----	104
補正が請求の範囲手数料に与える影響	-----	105
5.5 出願書類及びその他の書類の翻訳文(様式1200, セクション7)	-----	106
出願人が欧州－P C T出願の翻訳文を提出する時期	-----	106
出願書類の翻訳文を提出しなかった場合の帰結	-----	106
翻訳文に含まなければならない事項	-----	107
国際予備審査報告書の附属書類の		
翻訳文を提出しなかった場合の帰結	-----	108
5.6 生物材料並びにヌクレオチド及びアミノ酸配列	-----	108
生物材料(様式1200, セクション8)	-----	108
E P C 規則33(2)に基づく放棄	-----	109
ヌクレオチド及びアミノ酸配列(様式1200, セクション9)	-----	109
配列リストを提出しなかった場合の帰結	-----	110
5.7 出願手数料	-----	110
ページ手数料	-----	110
出願手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	-----	112

5.8	指定、拡張及び有効化	113
	指定手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	113
	欧州－PCT出願を拡張又は 有効化する方法(様式1200, セクション11)	114
	拡張手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	115
	有効化手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	115
5.9	補充欧州調査	116
	補充欧州調査が行われない場合	117
	補充欧州調査の結果と審査手数料の払戻	117
	補充欧州調査手数料	118
	調査手数料の減額	118
	調査手数料の払戻	119
	調査手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	119
5.10	審査	120
	審査請求の方法(様式1200, セクション4)	120
	審査請求を行う時期, 審査手数料を納付する時期	120
	審査手数料の減額は可能なのか	120
	<i>EPOが国際予備審査報告書を作成した場合の減額</i>	121
	審査請求期間及び審査手数料納付期間を 遵守しなかった場合の帰結	122
5.11	更新手数料及び請求の範囲手数料	122
	更新手数料	122
	更新手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	123
	請求の範囲手数料	123
	請求の範囲手数料の納付期間を遵守しなかった場合の帰結	124
5.12	その他の書類の提出	124
	発明者又は出願人に関する情報が欠落していた場合の帰結	124
	発明者又は出願人に関する欠落情報の 提出要件を充足しなかった場合の帰結	124
	博覧会証明書	125
5.13	優先権主張	125
	EPOに優先権書類を提出する義務が存在する場合	126
	優先権書類又はファイル番号の 提出要件を充足しなかった場合の帰結	127
	優先権書類の翻訳文提出が要求されるのか	127
	翻訳文又は宣言書の提出要件を充足しなかった場合の帰結	128

P C T 規則49の3に基づく優先権の回復 -----	128
5.14 指定／選択官庁としてのE P Oによる検査 及び受理官庁又は国際事務局による誤りの訂正 -----	130
指定官庁としてのE P OによるP C T第25条に基づく検査 -----	130
指定／選択官庁としてのE P OによるP C T第24条に基づく検査 --	131
受理官庁又は国際事務局によって生じた過誤の訂正は可能なのか --	131
5.15 単一性の欠如 -----	132
E P Oが(補充)国際調査機関として行動しなかった場合： 補充欧州調査を行う -----	132
E P Oが(補充)国際調査機関として行動した場合： 補充調査を行わない -----	133
5.16 E P Oによる欧州－P C T出願の公開 -----	134
5.17 技術水準 -----	135
5.18 分割出願 -----	135
5.19 手続続行及び権利回復 -----	135

附属書類 I

国際調査及び予備審査ガイドラインにおける特定事項に関する 国際調査機関／国際予備審査機関としての E P Oが採用した判断基準 -----	139
---	-----

第3部

単一特許ガイド

単一特許の取得・維持・管理

2017年8月 第1版

目次

A. 概要	7
I. はじめに	7
II. 単一特許：その概念	7
単一特許の構造	7
単一の保護及び同等の効果	8
移行体制：どの欧州特許を単一特許として請求できるのか	8
単一特許の地域的範囲	8
III. 単一特許：欧州特許制度を強化する追加的選択	9
IV. 単一特許の利点	10
V. 「単一特許パッケージ」	12
協力強化に基づき採択された2つの規則	12
「参加締約国」	12
統一特許裁判所に関する協定（UPCA）	12
VI. 副次的法制度	13
単一特許保護に関する規則（「UPR」）	13
単一特許保護手数料に関する規則（「RFeesUPP」）	14
VII. EPO単一特許部	14
はじめに	14
単一特許部の決定	14
B. 単一特許を取得するには	15
I. 要件	15
II. 単一効果の請求	15
様式及び期間	15
単一効果請求に表示する情報	16
欧州特許の翻訳文	16
III. 単一効果請求手続	17
単一効果請求の手続言語	17
どのように、どこに単一効果を請求するのか	17
受領確認	18
1か月の単一効果請求期間に関する権利回復	18
単一効果請求の取下げ	18
IV. EPOによる単一効果請求の審査	18
V. 単一効果請求以外の書類提出	19
受領確認	20

C. 補償制度	-----21
I. 資格及び手続	-----21
II. 資格の虚偽宣言	-----22
D. 単一特許の更新手数料	-----23
I. はじめに	-----23
II. 更新手数料納付のための6か月の追加期間	-----23
III. 最初の更新手数料に関する特別措置	-----24
UPR規則13(4)に基づく3か月の安全期間	-----24
欧州特許付与から単一効果登録までの間に納付期日となる更新手数料(UPR規則13(5))	-----25
E. 公開及びファイル閲覧	-----27
I. 単一特許保護登録簿	-----27
II. 欧州特許公報	-----27
III. EPO公報	-----28
IV. ファイル閲覧及びファイル上の情報に関する通信	-----28
V. 単一特許に関する特許書類の追加公開なし	-----28
F. 移転, ライセンス, その他の権利, ライセンス許諾用意のファイル上の申立を登録するには	-----29
I. 移 転	-----29
II. ライセンス, その他の権利, 法的執行手段	-----30
III. ライセンス許諾用意の申立	-----30
G. その他の手続上の質問: 言語体制, 代理, 手数料納付	-----33
I. 言語体制	-----33
II. EPOに対する代理	-----33
III. 手数料の額及び納付方法	-----34
H. EPO決定に対する法的救済: 統一特許裁判所の役割	-----37
I. はじめに	-----37
II. EPOによる中間的見直し	-----37
III. UPC手続規則97に基づくEPO決定に対する早期手続: 単一効果請求を拒絶するEPO決定の無効申請	-----37